

令和6年4月26日

まちづくり委員会資料

陳情第18号

生田緑地ばら苑の行き方に関する陳情

建設緑政局

陳情第18号 生田緑地ばら苑の行き方に関する陳情

【陳情要旨】

○生田緑地ばら苑の春と秋の一般開放の際には、多くの人々が来苑しているが、ばら苑が送迎ワゴン車（シャトルバス）を運行しているのは第二ゲートからばら苑入口までのみであり、正面ゲートから第二ゲートまでの対策はできていない状態である。

正面ゲートから第二ゲートまで高齢者や身体の不自由な方が登れる手段の検討をお願いしたい。

【前回陳情審査時の本市の考え方】

○ばら苑に向かう車両（以下、「入場車」）とばら苑から帰る車両（以下、「退場車」）が相互通行できず、入場車が通る間は退場車が待機し、退場車が通る間は入場車が待機する運用方法をとっているため、正面ゲート前には入場車を待機させるスペースを確保する必要がある。以上の理由から正面ゲート前にシャトルバスの待機場所を確保することができず、正面ゲートからのシャトルバスの運行は困難である。

【陳情審査後からの動き】

- 令和5年8月 土地所有者である小田急電鉄株式会社に、正面ゲート付近でのシャトルバス待機場所の確保について打診。困難との回答。
- 令和5年10月 土地所有者から、ばら苑アクセス道路及び正面ゲート付近で実施される防災工事についての詳細な説明があり、正面ゲート付近に新たに利用可能なスペースが生じる可能性が示唆される。
- 令和5年12月 防災工事が進捗したことにより、正面ゲート付近に新たに利用可能なスペースが生じたことを現地で確認し、その土地利用について、所有者から了承を得る。
- 令和6年1月 新たなスペースを活用したシャトルバス運行の可否について、ばら苑開苑時の警備業務受託者である、公園緑地協会と検討開始する。
- 令和6年3月 上記検討案の実施の可否について川崎市、土地所有者、公園緑地協会の三者で協議し、実施可能との結論を得る。
- 令和6年4月 春の一般開放期間の公表に合わせて正面ゲートからのシャトルバス運行を告知。

【陳情に対する本市の考え方】

○土地所有者によるばら苑へのアクセス道路及び正面ゲート付近の防災工事により、正面ゲート付近前にシャトルバスの待機場所を新たに確保することが可能となったため、正面ゲートからのシャトルバス運行を、令和6年春のばら苑一般開放から実施する。

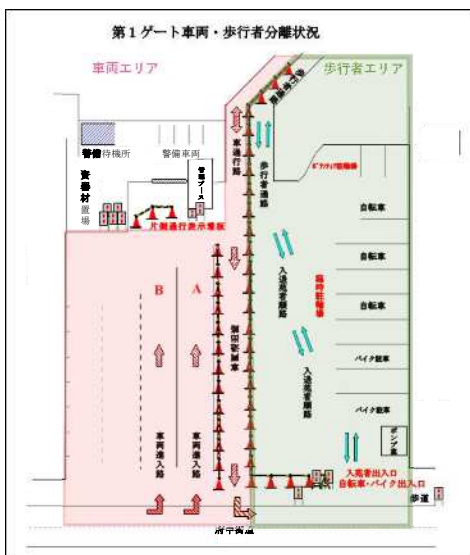
陳情第18号生田緑地ばら苑の行き方に関する陳情

1 これまで

(1) 位置図 (令和5年8月時点)



(2) 第1ゲート付近レイアウト



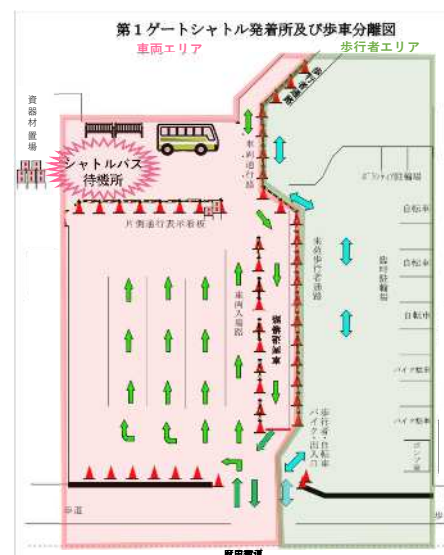
左図のとおり歩車分離をしています。車両入退路には車両が待機していることが多く、シャトルバスの乗降スペースが確保できませんでした。

2 令和6年度春の一般開放

(1) 位置図 (令和6年4月現在)



(2) 第1ゲート付近レイアウト (予定)



防災工事が始まったことで、これまで利用できなかった敷地が利用できるようになり、シャトルバスの乗降スペースを確保できるようになりました。